記

１．受付停止の対象となる報告

下表のとおり、令和７年３月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告について、一時的に受付を停止する。

	～令和７年５月末	令和７年６月～
令和６年 12 月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告	報告受付期間外 （注）	報告受付期間外 （注）
令和７年２月末までに終了する会計年度に係る経営情報の報告	報告受付期間	報告受付期間外 （注）
令和７年３月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告	（当面の間）**報告受付停止**	

（注）報告期日を超過しても、都道府県担当者と相談の上、システム上で報告を行うこと自体は可能。また、届出済の経営情報について、システム上でデータを修正することも可能。

２．システム再開予定について

システムでの報告再開時期及び報告受付のスケジュールについては、別途整理した上でお示しする予定である。なお、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の２の４において、経営情報の報告は、毎会計年度終了後３月以内に行わなければならないとされているところ、本受付停止との関係で報告ができなかった場合においてはこの限りではないものとする。

３．留意事項

令和７年３月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告については、報告受付を自動的に停止できるよう、順次システム改修を行う予定である。なお、システム改修前の報告受付停止期間中に、事業者が令和７年３月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告を行った場合は、報告受付が再開された後、本システムの再届出機能より修正を行うことが可能である。